

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 千葉港他発注補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 R7.4.1～R9.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.4.1	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号	5010005002705	一般競争入札(総合評価)	103,466,000	98,230,000	94.9%	
令和7年度 千葉港他施工状況確認等補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.4.1	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号	5010005002705	一般競争入札(総合評価)	165,033,000	160,050,000	97.0%	
令和7年度 千葉港海岸船橋地区設計・調査資料作成業務 千葉港海岸船橋地区 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.4.1	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号	5010005002705	一般競争入札(総合評価)	28,424,000	26,180,000	92.1%	
令和7年度 千葉港海岸船橋地区土質調査 千葉港海岸船橋地区 R7.4.21～R7.9.26 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.4.21	千葉エンジニアリング株式会社 千葉県千葉市美浜区稻毛海岸二丁目1番31号	2040001004531	指名競争入札(簡易公募型競争入札)(総合評価)	64,152,000	51,150,000	79.7%	
令和7年度 千葉港葛南中央地区航路(-12m)付帯施設改良工事 千葉港葛南中央地区港内 R7.4.30～R7.12.26 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.4.30	株式会社小島組 東京支社 東京都中央区八丁堀3丁目22番11号	6180001006411	一般競争入札(総合評価)	203,742,000	203,500,000	99.9%	
令和7年度 千葉港海岸船橋地区日の出胸壁(改良)築造工事 千葉県船橋市千葉港船橋地区日の出地先 R7.5.1～R8.3.25 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.5.1	みらい建設工業株式会社 千葉営業支店 千葉県千葉市中央区登戸1-23-16	1010401078435	一般競争入札(総合評価)	341,528,000	329,670,000	96.5%	
令和7年度 千葉港海岸船橋地区日の出胸壁(改良)細部設計 千葉港海岸船橋地区 R7.5.30～R7.12.5 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.5.30	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	8013401001509	指名競争入札(簡易公募型競争入札)(総合評価)	34,969,000	28,105,000	80.4%	
令和7年度 千葉港海岸船橋地区湊護岸・湊町胸壁実施設計 千葉港海岸船橋地区 R7.6.2～R7.12.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.6.2	株式会社ニュージェック 関東支店 東京都江東区亀戸一丁目5番7号	2120001086883	指名競争入札(簡易公募型競争入札)(総合評価)	41,426,000	33,264,000	80.3%	
令和7年度 千葉港千葉中央地区防波堤築造工事 千葉港千葉中央地区港内 R7.6.6～R7.12.5 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.6.6	五洋建設株式会社 東京土木支店 東京都文京区後楽二丁目6番1号	1010001000006	一般競争入札(総合評価)	421,333,000	412,500,000	97.9%	
令和7年度 千葉港千葉中央地区岸壁(-9m)(改良)地盤改良他工事 千葉県千葉市中央区中央港地先 R7.7.8～R8.2.27 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R7.7.8	若築建設株式会社 千葉支店 千葉県千葉市中央区新田町4番22号	6290801012011	一般競争入札(総合評価)	446,402,000	407,814,000	91.4%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

(別紙様式2)

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

令和7年度

千葉港湾

随意契約理由書

( 件 名 ) 令和7年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務

本業務は下記の理由により、令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港海岸船橋地区海岸保全施設日の出護岸において、水理模型実験結果を踏まえた波浪(波圧)に対する対応策を検討するとともに技術検討会の開催を行うものである。

令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

(別紙様式3)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

(別紙様式4)

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

令和7年度

## 千葉港湾

### 随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

#### 記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第29条の3第4項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。

令和7年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (富津市新富) (その2)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第29条の3第4項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。